

岡山大学附属小学校いじめ防止基本方針

この基本方針は、岡山大学附属小学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対応などいじめの防止等全体に係る内容を定める。

本校においては、児童の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う対人交流の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ることとする。

いじめの防止等のための対策は、

- (1) いじめが本校の全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行う。
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、本校教職員、家庭、学部、附属学校園、地域、その他の関係者の連携の下に行う。
- (4) この基本方針も含め、随時見直しを行い、よりよい対策を講ずることができるよう務めるとともに、職員へのいじめ防止の意識付けの機会とする。
- (5) 本校のいじめ防止基本方針は、児童、保護者、及び本校関係者はもとより、本校ホームページへも掲載し、公表するものとする。

第1 いじめ防止のための取り組み

- (1) **すべての児童が安心でき、自己肯定感や自己有用感、また、充実感を感じることができる学校づくりを行う。**
 - ① 児童一人一人を大切にしたい、分かりやすい授業づくりを進め、児童の学習意欲や自己肯定感の向上を図る。
 - ② 日頃から受容的・肯定的な学級の雰囲気づくりを行い、児童同士、また、児童と教職員との信頼関係を構築し、児童一人一人が学級の中で安心して過ごせる土壌づくりに努める。
 - ③ 学校行事や異学年交流等の機会を通して、児童同士が積極的に賞賛し合える機会をできるだけ多く設け、学校全体でがんばりやよさを認め合う雰囲気づくりを行うことで児童一人一人の自己有用感の向上を図る。

(2) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止につながることを踏まえ、学校教育全体を通じた道徳教育、及び体験活動の工夫や充実を図る。その中でいじめは許されない行為であり、絶対にしてはならないこと、また、いじめの事実を知りながら黙っていることも重大な人権侵害であることを徹底する。

- ① 学校教育全体を通して、道徳教育や体験活動の工夫・充実を図り、児童の発達段階に応じた段階的な取り組みの計画を作成し、心の通う人間関係構築のための能力の素地を養う。
- ② 日常的に気になること、困ることなど、いじめに関連する可能性があることに触れ「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級・学年・学校全体に醸成する。
- ③ はやしたてるなど人のいやがることを友達と同調して行ったり、いじめや、その他人権を侵害する行為を見て見ぬふりをしたりすることは、いじめを肯定していることと同じであることを理解させ、いじめの傍観者から仲裁者への転換を促す指導を行う。
- ④ 教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。
- ⑤ 教育活動の様々な場面で命の大切さについて取り上げる。
- ⑥ 児童朝礼などで校長や週番が日常的にいじめや人権に関わる問題に触れ「いじめは人間として絶対に許されない。許さない。見て見ぬふりをしない。」という雰囲気を学校全体に醸成する。

(3) いじめ問題に関しての児童の主体的な活動を支援する。

「あいさつ運動」や「人権週間」などの取り組みを積極的に支援することで、いじめの撲滅や命の尊重などにつながる人権意識の向上を図る。

(4) 学校・家庭・地域が一体となっていじめ防止のための取り組みを推進するための啓発活動を行う。

- ① いじめ防止に関する校内研修を行い、いじめ防止についての適切な理解と行動について職員への周知徹底を図る。
- ② 学校便りなどを通して本校のいじめに対する考えや取り組みを伝えたり、専門の方を招いて携帯・インターネット・LINEなどによるいじめの実態や対策について保護者研修を行ったりする。

第2 いじめの早期発見のための措置

(1) ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に
関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知
する。

- ① 日頃から児童をしっかりと見守り、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さない
よう常に意識し、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えはすべていじめ防止対策委
員会に報告・相談する。
- ② いじめ発見のためのチェックリストを活用し、学期に1回程度全学年で実施する。
また、いじめの兆候や懸念があるときは、アンケートを実施し、早期の実態把握に
努める。
- ③ 休み時間・放課後の校内巡視などにおいて、児童が生活する場の異常の有無を確認
する。
- ④ 教員がいじめに関する相談を行うことができる校内・校外の窓口の整備を行う。

(2) 児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

- ① 日頃から児童との信頼関係を築くと共に、折に触れて悩みや心配・不安があればす
ぐに相談するよう働きかけておき、児童が悩みや心配・不安を教師に相談しやすい
雰囲気作りを行う。
- ② 児童との教育相談を実施し、児童が悩みや心配・不安を知らせたり話したりできる
機会を保障する。
- ③ 外部の電話相談窓口や人権擁護委員、法務局による人権相談窓口の周知を行う。

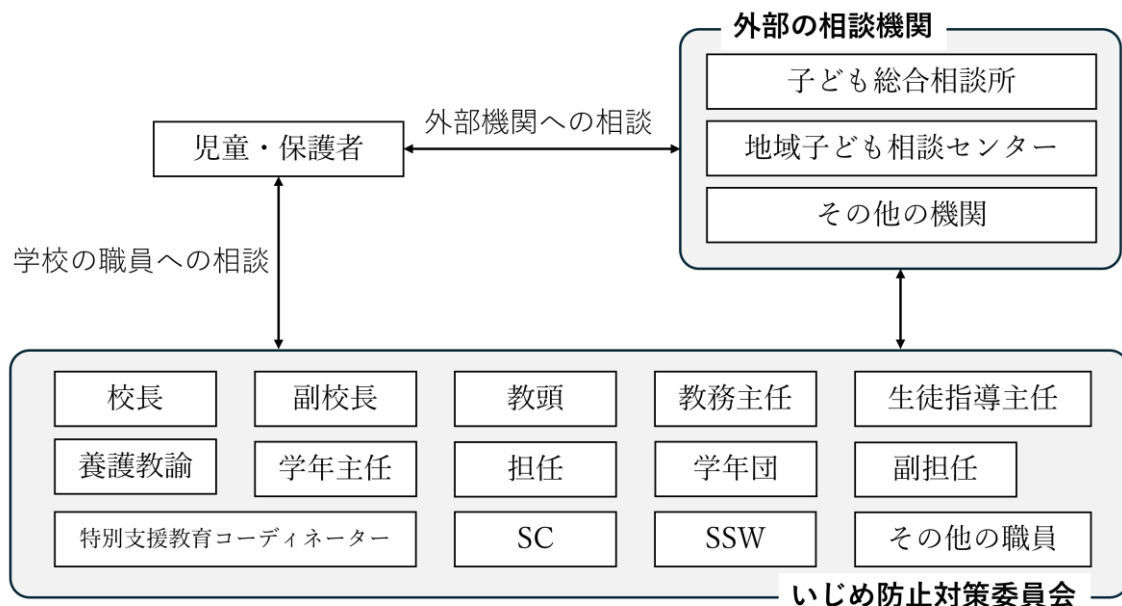
(3) 家庭や地域と連携して児童を見守る。

- ① 家庭との連絡を密にし、児童の変化や危険信号についての情報交換を早期・意識的
に行う。
- ② 年度始めに保護者に児童用と保護者用のチェックリストを配布し、いじめの早期発
見のための視点を伝えると共に、気になる状況があればいつでも連絡してもらうよ
うお願いする。
- ③ 保護者が気軽に学校に相談できるよう担任・学年主任・養護教諭はもちろん、場合
によっては、主幹・教頭・副校長・校長も随時相談に応じる体制を取っていること
を学校便り・研修講座等で周知しておく。また、学期始めにはSCやSSWに相談で
きる教育相談のお知らせを配付し、希望に応じて実施する。学校評価アンケートに
もいじめに関する項目を設定し、保護者の心配・不安、また、気になる情報を察知
しやすくする。
- ④ 個人懇談の際には、年度始めに配布したチェックリストなどについて話題にし、い
じめ等について気になることがないかを尋ね、保護者が抱えている心配や不安を話

しやすいよう配慮する。

- ⑤ 登下校中の児童の状況で気になることがあればささいなことでも学校へ連絡してもらおう、町内会や地域の防犯協議会などへ協力をお願いする。

相談体制



第3 教職員の資質の向上

- (1) いじめに関する校内研修を実施すると共に、校外で行われる研修にも可能な限り参加し資質の向上を図る。
- ① 研修計画に基づき、いじめ防止のための対策に関する校内研修の計画実施、及び校外での研修にも積極的に参加し、多面的効果的な研修が実施できるよう努める。
 - ② 「いじめ発見」や「いじめ問題への取り組み」などの具体的なチェックポイントについて原則として全教職員で年度始めに点検を行い、点検結果を共有したうえで、取り組みの充実を図る。

第4 インターネット等の情報ツールによるいじめへの対応

- (1) 児童への情報モラル教育の推進
- ① 情報モラル教育の計画に基づき児童の発達段階に応じて適切な指導を行う。
- (2) 保護者へのインターネットを通じて行われるいじめを防止、あるいは効果的に対処するための研修を行う。

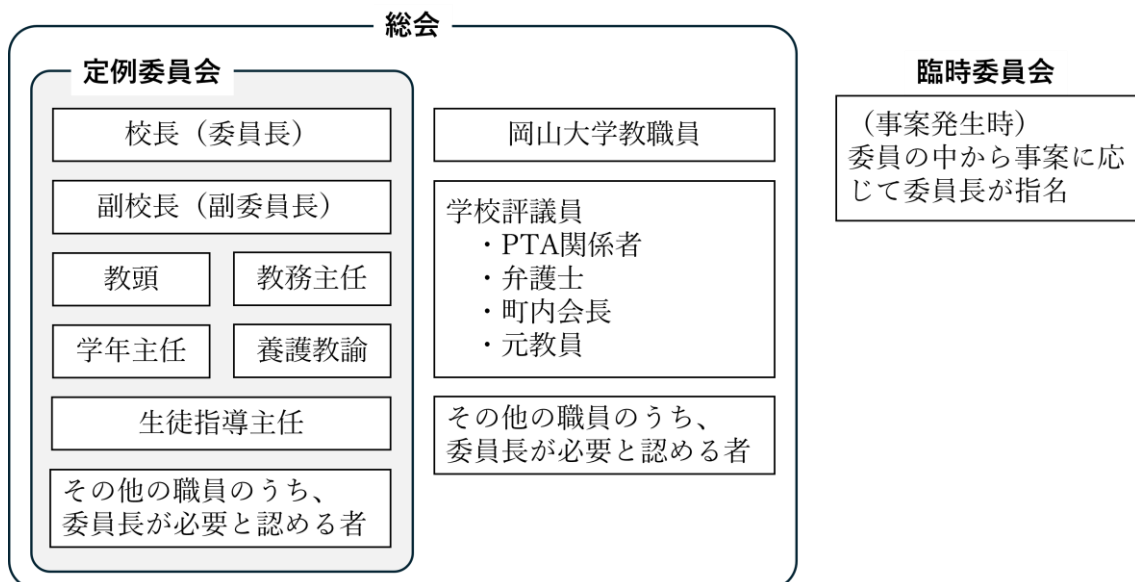
- ① 発信された情報の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処するための啓発を行う。

(3) ネット上に不適切な書き込みがあった場合は速やかに削除などの対応を行う。

- ① ネット上の不適切な書き込みが合った場合は、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置をとる。

第5 いじめ防止対策組織

- (1) いじめ防止対策を行うため校内に以下の組織をおく。



- (2) いじめ防止対策委員会はいじめの防止を効果的に行うため以下のことを行う。

- ① いじめの相談・通報の窓口としての役割を果たす。
- ② 各職員はささいな兆候や懸念、児童からの訴えはすべていじめ防止対策委員会に報告・相談するようにし、いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに関わる情報を収集する。集めた情報を集約整理し、適切に共有化を図る。
- ③ いじめの疑いに係る情報があったときには、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制、外部協力機関の決定などを速やかに行う。
- ④ いじめ防止、早期発見のための取り組みの計画策定や、PDCAサイクルによる検証を行い、改善を図る。
- ⑤ 状況に応じて、PTA・地域・関係機関との情報や意見の交換を行う。

第6 いじめに対する措置

- (1) いじめが発生したと認識した場合はいじめ防止対策委員会を中心に迅速かつ組織的な対応を行う。即時、いじめ防止対策委員会をもち、組織的かつ迅速に事実確認を行い、必要な指導を行うと共に、関係児童の保護者にも状況を包み隠さず伝え、協力をお願いし、いじめを徹底的に排除する方針を確認する。対応に当たっては被害児童を守ることを最優先し、被害児童に寄り添いながら解決に向かうことを確認する。
- (2) いじめを受けた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全・安心を確保する。
 - ① いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。暴力を伴ういじめの場合は、直ちに複数の教員が現場に駆けつけ、その行為を止める。状況に応じて、警察との連携を図る。
 - ② いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童が、その後いじめに遭うことのないよう細心の注意を払い、常に状況を見守る、保護者又は教職員で登下校の見守りを行う、など可能な限りの安全確保を行う。さらに、徹底して守り抜くことを伝え、不安を除去する。
 - ③ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人、職員、家族、地域の人）と連携し、いじめられた児童に寄り添い、支える体制をつくる。
 - ④ いじめられた児童に対し「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高める関わりを行う。
- (3) あらゆる手段を尽くして迅速に事実確認のための情報収集を行う。
 - ① 被害児童・加害児童、また、目撃児童、出来事の様子を聞いた児童から、状況の聞き取りを行う。
 - ② 状況に応じて、クラスや学年の児童にいじめに関するアンケート調査や、気になることを記述させる形式での調査を行う。
 - ③ 「①②」の調査結果を関係児童に再度確認し、可能な限り事実を把握する。
- (4) 加害児童に対して教育的配慮をしながら、毅然とした態度で指導を行う。
 - ① いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることや、自分や自分達がしたことを、被害児童の立場になって考えさせることを通して理解させ、自らの行為の責任の重さを自覚させる。
 - ② 仲間の手前、自分を守るために悪いと思っても「やめよう」の一言が言えない雰囲気があれば、そのことに気づかせ、この構造こそがいじめを隠し、助長することにつながることを理解させる。
 - ③ 素直に反省と謝罪の気持ちがもてるようになるまで、教員や保護者と徹底的に話し

合い、反省と謝罪を伝えなくなった段階で、被害児童に確認の上、被害児童と話し合いの場をもち、気持ちを伝えさせる。

- ④ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けることができる環境の確保を図る。
- ⑤ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にあるものにも目を向け、可能な限り改善を図る。
- ⑥ いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難な場合は、所管の警察署などと連携して対応する。

(5) クラス・学年への指導を行う。

- ① 被害児童・加害児童とその保護者に確認を取りながら、可能な範囲で事実を伝え、各自が噂や、間違った情報を流すことのないよう指導する。
- ② クラスを良くしていくために、辛い思いをしている人がいたらその人を守るために、また、クラスのみんなが仲良く気持ちよく過ごせるようにするために、という趣旨を十分伝え、実態の調査を行う。
- ③ 一人一人に今までできていなかったこと、これからできることを考えさせ、全員でみんなが安心して過ごせるクラスを、全員の責任でつくっていくことを指導する。その中で、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることや、いじめを見て見ぬふりをする行為も、いじめの助長につながるなどについても指導する。

(6) 教職員間における共通理解を行う。

- ① いじめ防止対策委員会及び関係の職員だけでなく、全職員への共通理解を図り、必要に応じていじめの解消に向けた協力体制をとる。

(7) 保護者への適切な連絡と連携を図る。

① 被害児童の保護者

いじめの疑いがある場合は、疑いの状況を保護者に連絡し、児童の保護と事実確認に努め、状況が分かり次第、詳細をお知らせする旨を伝える。

いじめにあたると思われる事実があった場合は、迅速に調査を行い、判明した事実や事実確認・指導の進捗状況を適宜伝える。また、思いや要望を真摯に聞き受け止め、できる限りの努力をし、いじめを解消していく旨を伝える。

② 加害児童の保護者

判明した事実と本人の認識・証言、指導した内容について連絡し、家庭でも児童と話し合った上で指導してもらうよう協力を依頼する。また、被害児童とその保護者へは学校から連絡していることを伝え、被害児童やその保護者への対応を考えてもらう。

(8) 関係機関との適切な連携や情報の共有を図る。

大学職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整える。

第7 校長及び教員による懲戒

- (1) 校長及び教員は、在籍する児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。

第8 重大事態への対処

(1) 重大事態調査委員会の設置

- ① 学長が法人の下に重大事態調査委員会を設置する決定をした場合は、学校は積極的に必要な協力を行う。
- ② 学長が、重大事態の対処について、学校に調査委員会を設置する旨の決定をした場合は、原則として本校対策委員会を母体として、中立性・公平性に配慮し、調査組織を設置する。

(2) 重大事態に係る情報の提供

- ① 重大事態に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係や、その他の必要な情報を適切に提供する。

第9 学校評価における留意事項

(1) 学校評価の観点と取り組みの視点

- ① 学校評価においては、いじめの事実が隠蔽されないように、いじめ発生の場合の迅速かつ適切な対応、組織的な取り組みを評価する。いじめの有無やその多寡のみを判断するのではなく、取り組み状況や達成状況を評価する。
- ② 各教員はいじめ防止や、いじめへの適切な対応を踏まえて、その取り組み状況について自己評価を行う。
- ③ 学校は、その評価結果を踏まえて改善に取り組む。

平成26年4月30日 教育学部附属小学校長裁定

令和7年8月28日 一部改訂